

平成4年千葉市告示第98号

改正 平成6年3月1日告示第58号

改正 平成10年8月4日告示第311号

改正 平成27年5月27日告示第474号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により、区域を次のとおり指定します。

平成4年4月1日

千葉市長 松井 旭

平成4年千葉市告示第97号において指定した地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域
- 2 第2種区域
- 3 第3種区域
- 4 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園